

第 8 章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

災害復旧に当たっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づき応急復旧終了後、被害の程度は十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

第 1 節 災害復旧計画

第 1 実施責任者

市内指定地方行政機関の長、市長、市内指定地方公共機関、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

第 2 災害復旧事業計画の種類

公共施設の災害復旧事業計画には、概ね次の種類がある。

1. 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川公共施設災害復旧事業計画
 - (2) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - (4) 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - (5) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - (6) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - (7) 下水道災害復旧事業計画
 - (8) 公園災害復旧計画
2. 農林水産業施設災害復旧事業計画
3. 都市施設災害復旧事業計画
4. 上水道施設災害復旧事業計画
5. 住宅施設災害復旧事業計画
6. 社会福祉施設災害復旧事業計画
7. 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
8. 学校教育施設災害復旧事業計画
9. 社会教育施設災害復旧事業計画
10. その他の災害復旧事業計画

第 3 災害復旧事業予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に定めるところにより予算の範囲内において、国及び道が一部を負担し、又は補助して行われる。

第 4 激甚災害に係る財政援助措

著しく激甚である災害が発生した場合においては、市は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 被災者援護計画

第1 罹災証明書の交付

- (1) 市は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 市長は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (3) 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (4) 罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務については、消防機関が消防法による火災損害調査の結果に基づき行うものとする。